

令和6年11月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年11月1日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、副会長が11月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長（職務代理者）中野 定重 副会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員

欠席委員

12番 小橋 勇二 会長

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

付議議案

- 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第55号 非農地証明願いについて
- 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第57号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第58号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定及び臼杵市農業委員会規程第3条の規定によりまして、職務代理者である中野副会長にお願ひいたします。

議 長 それでは議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号12番 小橋 勇二会長が欠席となっており、出席委員数は11名となります。よって、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願ひいたします。

議案審議に入ります。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

次 長 1ページをご覧ください。

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年11月1日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 807 m² について、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 3,322 m² 外5筆 合計 10,871 m² について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請2件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

10月23日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

野上 野上より、10月23日に実施しました議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前にある1枚の畑になっており、草刈り等により管理されているほか、一部は菜園として利用されています。許可後は菜園として露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田及び畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田と4筆の畑で、1筆は飼料用米が作付けされていますが、その他は草刈り等により管理されているほか、資材の片付けが行われています。今後はネギや甘藷の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第2地区担当の木梨推進委員さん。

木梨 第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員 番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前にある1枚の畠で、草刈り等により管理されているほか、一部は菜園として利用されています。これまでも譲受人の菜園として使用されているとのことで、特に問題はないと思われます。

議長 続きまして、第22地区の吉良推進委員さん。

吉良 第22地区、推進委員の吉良です。

推進委員 番号2の田及び畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田と4筆の畠で、1筆は飼料用米が作付けされていますが、その他は草刈り等により管理されているほか、資材の片付けが行われています。今後はネギや甘藷の作付けを行うとのことで、特に問題はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤 はい。番号2についてです。

委員 謙受人が市外の方ですが、ここまで作りに来るのですか。

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 はい。譲受人のお住まいは市外になります。譲受人は法人を経営されている方なので、実際は本人が来て農作業をするのではなく、雇った人が実際に農作業を行うことになるかと思われます。なお、譲受人は竹田でネギの栽培をすでに行っているほか、大分市の野津原などでキウイ栽培を行う予定になっています。

許可にあたっては、本人が行うのではなく雇った人が実際の作業を行っても差し支えないとされていますので、問題はないと思われます。

後 藤 もうひとつあります。農作物の出荷は農協に出すのですか。特に甘藷、甘ねぎについて。
委 員

首 藤 出荷先までは把握していません。
主 幹

議 長 後藤委員、よろしいですか。

後 藤 はい。
委 員

議 長 その他、質疑ございませんか。

亀 井 はい。今の関連で、臼杵市で農地を持っていますか。
委 員

首 藤 白杵市での農地の取得は初めてです。

主 幹

議 長 亀井委員、よろしいですか。

亀 井 はい。

委 員

野 上 竹田市で実績があるんでしょ。出荷は個人になる。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決意いたしました。次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 4 ページをご覧ください。

議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権

を移転(賃借権、使用賃借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 6 年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

5 ページをご覧ください。

番号 1、(田) 258 m² 外 1 筆、合計 282 m² について、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

上 野 私、上野より、10 月 23 日に実施しました議案第 54 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、所有権を取得し一般住宅として利用するものです。申請地は 1 枚の畠になっており、現在は耕作されていません。

審査項目の立地基準①については該当し、②については、3 種農地になります。一般基準の③から①についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 1 の田については、所有権を取得し一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 枚の畠になっており、現在は耕作されていません。周辺は住宅地になっており、特に地域の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第 55 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次長 7 ページをご覧ください。

議案第 55 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 6 年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畝) 12 m² の土地については、昭和 48 年より住宅の駐車場として利用されていた土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

番号 2、(畝) 894 m² 外 2 筆、合計 1,042 m² の土地については、平成 5 年より住宅の庭、駐車場等として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上を経過した土地となります。

申請地は次の 9 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 2 件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 55 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 55 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 10 ページとなります。

議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 6 年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 9 号）「令和 6 年 11 月 1 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。この農用地利用集積表は令和 6 年 10 月末までに申し出がありました白杵市全域の集積表であります。

では、中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。畠については $4,464 \text{ m}^2$ 3 筆、合計面積は $4,464 \text{ m}^2$ 3 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 2 名に対して、借り手は 1 名となります。各筆明細につきましては、3 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 6 年 11 月 1 日公告予定の農用地利用集積計画（第 9 号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次長 11 ページとなります。

議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和 6 年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大津 おはようございます。農林振興課の大津です。農用地利用集積等促進計画案につきまして、説明させていただきます。主幹 2 ページ目をご覧ください。

24 名が所有する畠 73 筆、181,475 m² を貸し付けするものです。農用地の所在は 8 ページに掲載しておりますのでご覧ください。この案件はこれまで同じように中間管理で契約をしていたのですが、今回契約の満了時期が来ておりまして、これまでと同じ方と同じ条件で再契約をす

るということで、件数が多いのですが出てきております。

次に 9 ページとなります。

6 名が所有する畠 9 畠、13,892 m² を貸し付けするものです。

こちらも先ほどの案件と同じように、これまでも中間管理で契約があるのですが今回満了を迎えるということで、これまでと同じ方と同じ条件で契約を更新するという内容になっております。農用地の所在は 10 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 11 ページとなります。

畠 3 畠、2,977 m² を貸し付けするものです。農用地の所在は 12 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 13 ページとなります。

畠 1 畠、2,443 m² を貸し付けするものです。農用地の所在は 14 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第 58 号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について、事務局より説明をお願いします。

次 長 12 ページをご覧ください。

議案第 58 号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、白杵市農地利用最適化推進委員を別紙のとおり委嘱してよいか提案する。

令和 6 年 11 月 1 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別紙の白杵市農地利用最適化推進委員名簿（案）になります。

第 15 地区・野津（都原・老松）区域の後藤 晃良さんです。任期については農業委員会に関する法律第 20 条第 1 項により「委員の任期満了の日」までとなっていることから、今期委嘱された前任者の残任期間（議決日より令和 8 年 12 月 31 日まで）となります。

本件については、第 15 地区の農地利用最適化推進委員の辞任に伴い募集を行った結果、地区自治会からの推薦により申し込みがされたもので、申し込みは 1 人ありました。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 58 号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号 白杵市農地利用最適化推進委員の委嘱(案)については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。